アフリカ

国又は地域	単位	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定される手数料（渡航先追加）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定される手数料（渡航書）
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	100,000	93,000	188,000	69,000	64,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	118	110	222	82	76
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	60,400	56,300	113,500	41,700	38,500
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ・ﾄﾞﾙ	703	655	1,321	485	448
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	23,000	22,000	44,000	16,000	15,000
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	23,000	22,000	44,000	16,000	15,000
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	525	490	990	365	335
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	176,000	164,000	330,000	121,000	112,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ・ｸﾜﾁｬ	67,400	62,800	126,700	46,500	43,000
マリ	CFAﾌﾗﾝ	23,000	22,000	44,000	16,000	15,000
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	705	655	1,325	485	450
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	170,600	158,800	320,600	117,600	108,800
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ・ﾙﾋﾟｰ	1,780	1,660	3,350	1,230	1,140
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	1,550	1,450	2,900	1,050	1,000
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	2,490	2,320	4,680	1,720	1,590
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	365	340	680	250	230
リビア	ﾘﾋﾞｱ・ﾃﾞｨｰﾅｰﾙ	207	193	389	143	132
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ・ﾌﾗﾝ	58,000	54,000	109,000	40,000	37,000

附　則

1　この省令は、令和八年七月一日から施行する。

2　この省令による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項から第四項までに掲げる処分の申請に係る手数料について適用し、同日前にされたこれらの処分の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

○外務省令第二十号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）を実施するため、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「の使用人にあっては」を「に該当するときは」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

別記第一号様式から別記第三号の二様式まで、別記第五号様式から別記第六号の二様式まで、別記第八号様式から別記第十号様式まで及び別記第十二号様式から別記第十七号の二様式までを次のように改める。